

第二十一章 懲罰

四七六 懲罰の動議は、理由を付して提出するのを例とする

議員は、二十人以上の賛成で懲罰動議を提出することができる。

議員が懲罰動議を提出するときは、賛成者とともに連署し、理由を付した文書により提出するのを例とする。

懲罰動議が提出された例は、次のとおりである。

第四回国会 昭和二十三年十二月二十三日（同日動議可決、懲罰委員会付託）

第五回国会 昭和二十四年五月二十日（同日動議可決、懲罰委員会付託）

同 昭和二十四年五月二十三日（同月二十四日動議否決）

同 昭和二十四年五月二十五日（同月三十日動議否決）

同 昭和二十四年五月二十五日（同月三十日動議一部可決、懲罰委員会付託。一部否決）

第十三回国会 昭和二十七年六月二十七日（同月二十八日動議否決）

同 昭和二十七年六月二十八日（七月四日動議否決）

- 第十三回国会
昭和二十七年六月三十日（七月四日動議可決、懲罰委員会付託）
- 第二十二回国会
昭和三十年七月三十日（同日動議審議未了）
- 第二十四回国会
昭和三十一年五月十一日（同月十五日動議撤回）
- 同
昭和三十一年五月十一日（同月十五日動議撤回）
- 第四十回国会
昭和三十七年二月十日（同月二十二日動議撤回）
- 第六十五回国会
昭和四十六年三月二十九日（五月二十四日動議審議未了）
- 第七十一回国会
昭和四十八年七月十八日（九月十一日動議撤回）
- 第九十四回国会
昭和五十五年十二月二十二日（昭和五十六年三月十六日動議撤回）
- 第百回国会
昭和五十八年九月二十二日（十一月二十八日動議審議未了）
- 第百八回国会
昭和六十二年五月二十一日（同月二十六日動議撤回）
- 第百四十五回国会
平成十一年八月十一日（同月十三日動議審議未了）
- 同
平成十一年八月十三日（同日動議審議未了）
- 第百四十七回国会
平成十二年五月十八日（六月二日動議審議未了）
- 第百六十四回国会
平成十八年一月二十六日（六月十八日動議審議未了）
- 第百六十五回国会
平成十八年十月十三日（十二月十九日動議審議未了）

第百六十六回国会 平成十九年四月十二日（七月五日動議審議未了）

第百六十九回国会 平成二十年六月十一日（同月二十一日動議審議未了）

第百七十回国会 平成二十年十二月十八日（同月二十五日動議審議未了）

第百七十四回国会 平成二十二年四月一日（同月二日動議撤回）

第百八十四回国会 平成二十五年八月二日（同月七日動議審議未了）

同 平成二十五年八月二日（同月七日動議審議未了）

第百八十五回国会 平成二十五年十一月八日（同月十三日動議可決、懲罰委員会付託）

参照 二五五号

四七七 議長が懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例

議院において懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託することができる。
議長が懲罰委員会に付託した例は、次のとおりである。

第七回国会 昭和二十五年四月四日の会議において、議長佐藤尚武君は、「小川友三君が昭和二十五年一度一般会計予算外三件の審議に際し、会議の基本的原則を無視して、委員会における表決及

び本会議における討論と相反する表決を本会議において行うと共に、この間極めてまじめさを欠く発言をなしたことは、議院の体面を汚した行動と認め、これを懲罰事犯として懲罰委員会に付託いたします。」と告げた。

第十三回国会 昭和二十七年七月三十一日（会期終了日）国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会議長衆議院議員小澤佐重喜君から、本院議長佐藤尚武君に対し、協議会において、国家公務員法の一部を改正する法律案を協議中、本院の協議委員である千葉信君、森崎隆君、村尾重雄君及び紅露みつ君が急に退席したため、定足数を欠くに至り、自後の会議を続行できなくなったので、早急に再開できるような特別の配慮を願いたい旨及び同君等は再三の招集に応じないので両院協議会規程第十三条により懲罰事犯としての処分を併せ求める旨の申入れがあった。よって、即日議長は、議員千葉信君、森崎隆君、村尾重雄君、紅露みつ君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

第九十六回国会 平成三十年七月二十日の会議において、特定複合観光施設区域整備法案の表決を記名投票により執行中、議員森ゆうこ君、山本太郎君及び糸数慶子君が記名投票のため登壇した際、垂れ幕のような物を掲げるなどしたため、議長伊達忠一君は、直ちに、これを議場の秩序を乱し、議院の品位を傷つける行為であると認め制止した。同日議長は、これを懲罰事犯として、

議員森ゆうこ君、山本太郎君、糸数慶子君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

参照 一〇九号、一三二号

四七八 院議により懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した例

議員から懲罰動議が提出されたときは、議長は、議院の会議に付し、討論を用いなくて議院の決を採り、懲罰委員会に付託するかどうかを決する。

院議により懲罰委員会に付託した例は、次のとおりである。

第四回国会 昭和二十三年十二月二十三日の会議において、議員中西功君を懲罰に付するの動議（岡田喜久治君外十名提出）が可決されたので、議長松平恒雄君は、直ちに議員中西功君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

第五回国会 昭和二十四年五月二十日の会議において、議員星野芳樹君を懲罰に付するの動議（草葉隆圓君外一名提出）が可決されたので、議長松平恒雄君は、直ちに議員星野芳樹君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

同 昭和二十四年五月三十日の会議において、議員金子洋文君、中西功君、岩間正男君、

原虎一君、板野勝次君、細川嘉六君、中村正雄君、カニエ邦彦君、天田勝正君を懲罰に付するの動議（草葉隆圓君外一名提出）を、各議員ごとに採決したところ、金子洋文君、中西功君、板野勝次君、カニエ邦彦君については、可決されたので、議長松平恒雄君は、直ちに議員金子洋文君外三名懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

第十三回国会 昭和二十七年七月四日の会議において、議員岩間正男君、兼岩傳一君、三輪貞治君、鈴木清一君、江田三郎君、岡田宗司君、栗山良夫君、中田吉雄君、水橋藤作君、河崎ナツ君、高田なほ子君、小笠原二三男君、木下源吾君、島清君、梅津錦一君、菊川孝夫君、吉田法晴君懲罰の動議（草葉隆圓君外六名提出）を、各議員ごとに採決したところ、いずれも可決されたので、

議長佐藤尚武君は、直ちに議員岩間正男君外十六名懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

第百八十五回国会 平成二十五年十一月十三日の会議において、議員アントニオ猪木君を懲罰に付するの動議（水落敏栄君外七名提出）が可決されたので、議長山崎正昭君は、直ちに議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件を懲罰委員会に付託した。

参照 一三二号、四八一号

四七九 懲罰についての一身上の弁明に関する例

懲罰の動議により懲罰事犯があるとされた議員から、その動議の会議において一身上の弁明のため発言を求められたときは、議長は、これを許可するのを例とする。

懲罰の動議の会議において弁明しなかつた議員及び議長により懲罰事犯の件として懲罰委員会に付託された議員から、懲罰事犯の件の会議において一身上の弁明を求められたときは、議長は、これを許可する。

懲罰について一身上の弁明をした例は、次のとおりである。

(一) 懲罰の動議の会議において一身上の弁明をした例

第四回国会 昭和二十三年十二月二十三日の会議において、議員中西功君を懲罰に付するの動議の採決に先立ち、同議員は一身上の弁明をした。

第五回国会 昭和二十四年五月三十日の会議において、同月二十八日趣旨説明があつた議員金子洋文君外八名を懲罰に付するの動議（草葉隆圓君外一名提出）、議員松嶋喜作君外六名を懲罰に付するの動議（木下源吾君外四名提出）及び議員松嶋喜作君外六名を懲罰に付するの動議（中野重治君提出）の採決に先立ち、各議員は一身上の弁明をした。

第十三回国会 昭和二十七年六月二十八日の会議において、議員小野義夫君懲罰の動議の採決に先立ち、同議員は一身上の弁明をした。

同 昭和二十七年七月四日の会議において、議員岩間正男君外十六名懲罰の動議の採決に先立ち、梅津錦一君を除き各議員は一身上の弁明をした。

(二) 懲罰事犯の件の会議において一身上の弁明をした例

第五回国会 昭和二十四年五月二十七日の会議において、議員星野芳樹君懲罰事犯の件の委員長の報告の後、同議員は一身上の弁明をした（昭和二十四年五月二十日の会議において、懲罰の動議を審議した際は、弁明がなかった）。

第七回国会 昭和二十五年四月七日の会議において、議員小川友三君懲罰事犯の件の委員長の報告の後、同議員は一身上の弁明をした（昭和二十五年四月四日、議長が懲罰委員会に付託）。

参照 二七一号

四八〇 懲罰の動議を採決する際には、当該議員は退席することを要しない

議員は、自己の懲罰事犯の会議に出席することができないが、懲罰の動議の会議の際には、採決を終わるまで退席することを要しない。

四八一 二人以上を対象とした懲罰の動議及び二人以上の懲罰事犯の件の採決は、各議員につき行う

一の懲罰の動議で二人以上を対象としたもの及び二人以上の懲罰事犯の件の採決は、各議員につきこれを行う。

参照 三三七号、四七八号

四八二 戒告の懲罰が議決されたときは、本人の出席を求め、議長が戒告文を朗読する

懲罰事犯の件の会議には、本人が出席することができないので、戒告の懲罰が議決されたときは、議場に本人の出席を求めた後、議長が戒告文を朗読する。

四八三 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上の多数による議決がなかつたため、議院が他の懲罰を科した例

懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、出席議員の三分の二以上の議決がなかつた場合に、議院は他の懲罰を科することができる。その例は次のとおりである。

第六回国会 昭和二十四年十月三十一日の会議において、懲罰委員長報告に係る議員中西功君を除名する懲罰を記名投票により採決したところ、賛成が三分の二に達しなかつたため、油井賢太郎君から本院規則第二百四十六条により同議員に対し登院停止三十日間の懲罰を科するの動議が提

出され、記名投票により採決の結果、本動議は可決された。よつて議長松平恒雄君は、中西功君に対し三十日間の登院停止を宣告した。

四八四 懲罰事犯の件を継続審査に付した例

第五回国会 昭和二十四年五月三十一日の会議において、議員金子洋文君外三名の懲罰事犯の件は、懲罰委員長要求のとおり、委員会の審査を閉会中も継続することに決した。

参照 一三八号